（別紙）

消費・安全対策交付金交付事業実施手引き（地域での食育の推進）

１．趣旨

　消費・安全対策交付金実施要領（令和４年３月31日付け３消安第7342号消費・安全局長及び３農産第3920号農産局長連名通知。以下「要領」という。）別添１事業メニューの実施に当たってのガイドライン第１の３地域での食育の推進の取扱いについては、要領によるほか、本事業実施手引きに定めることとする。

２．事業の内容等

第４次食育推進基本計画（令和３年３月31日食育推進会議決定）及び食育基本法（平成 17年法律第63号）第17条に基づき作成した都道府県食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）に定められた目標のうち、次の①から⑧までに掲げる目標の全部又は一部の達成に向けて、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、学校給食における地場産物活用の促進、共食の場における食育活動、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロス削減等に係る次のアからコまでの取組の全部又は一部を行う。

また、事業の実施に当たっては、国産農林水産物や地域の食品の魅力の再発見と生産者に対する理解向上に向けて目標⑨の達成に資するようにするとともに、事業実施主体においては、事業で実施した取組を都道府県域内に広く普及させるための取組を行うこととする。

さらに、都道府県は、本事業を効果的・効率的に実施することを目的として、必要に応じて本事業の実施主体及びその他の関係者が参加する会議を事業実施期間内に開催するものとする。なお、同会議の開催に当たっては、会議参加者等で構成する食育協議会を組織するよう努めることとする。

［目標］

①　地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。

②　農林漁業体験を経験した国民を増やす。

③　栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。

④　食育の推進に関わるボランティアの数を増やす。

⑤　学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす。

⑥　地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。

⑦　食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす。

⑧　環境に配慮した農林水産物･食品を選ぶ国民を増やす。

⑨　産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

（注）目標②　農林漁業体験機会の提供の取組について、自然災害又は感染症の影響により、オンライン又はデジタル媒体で行う必要がある場合は、農林漁業体験を実際に経験した者の増加によらない目標を設定することができるものとする。

目標⑤　学校給食における地場産物を活用した取組について、事業年度に学校給食に地場産物を新たに導入する計画が無い場合は、地場産物等を使用する割合の増加によらない目標を設定することができるものとする。

目標⑨　全事業の実施に伴う目標とする。

ア　食育推進検討会の開催

日本型食生活の普及促進、食文化の保護・継承、農林漁業体験機会の提供の推進等を図るための食育推進検討会を開催し、地域における食育の進め方についての検討や効果の検証を行うとともに、関係者間のネットワーク構築等を行う。

また、地域の食育関係情報を事例調査等で整備し、優良な食育活動の普及等を図り、食育推進活動の指導を行う。

更に、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）食育推進検討会の開催費

委員謝金・旅費（外部委員に限る）、会場借料、機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）地域の食育関係情報整備費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、調査員手当・旅費（実態調査）、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（ウ）教材作成費

教材編集料、印刷費、啓発資材作成・レンタル費、通信運搬費及び消耗品費

イ　課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第４次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目 標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）課題解決に向けたシンポジウム等の開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、 啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示及び試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

（イ）アンケート調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費及び消耗品費

ウ　食育推進リーダーの育成及び活動の促進

地域における食育活動を総合的かつ効果的に推進するため、食品衛生、栄 養改善、農業生産、食文化等の分野において専門的に食育活動を行うボランティア活動の調整、コーディネート等を行うことができる食育推進リーダーの育成を促進するとともに、食育推進リーダーの活動（講習会、研修会、現地指導 等）を通じて食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及、農林漁業体験の機会の提供等を促進する。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を 行うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示及び試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

エ　食文化の保護・継承のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向 け、子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（上限額50 万円。調理体験の教材、展示及び試食用）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

オ　農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者から本取組に関する講話等（農林漁業の作業手順に関する説明を除く）の実施を合わせて行う。

また、都道府県においては、上記の農林漁業体験の機会の提供の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）教育ファーム検討委員会開催費

委員謝金・旅費、会場借料、機器借料、資料印刷費、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）農林漁業体験の機会の提供費

体験ほ場及び漁船の借料、体験ほ場等管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金（運営補助）、農業機械・簡易トイレ等借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、種苗・生産資材費（実習用具等の消耗品費を含む。）、会場借料、食材費（上限額50万円。農林漁業体験の一環として行う加工・調理体験、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

（ウ）農林漁業体験の機会の提供推進のためのコーディネートの実施費

賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、役務費、通信運搬費及び消耗品費

カ　和食給食の普及

学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学 校関係者を対象とした食育授業を開催する。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行 うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）献立の開発費

調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（上限額 50万円）、資料印刷費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）食育授業費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額50万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

キ　学校給食における地場産物活用の促進

学校給食における地場産物の使用割合を増やすために、生産者とのマッチ ング、地場産物を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（ただし、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）生産者とのマッチング調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）生産者とのマッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50万円。展示・試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

（ウ）献立の開発及び試食会費

調理師及び講師に対する謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（上限額 50万円。給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（エ）食育授業費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50万円。調理体験の教材、展示、試食用、給食を除く（給食に付け加えた試食は可。）。）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

ク　共食の場における食育活動

地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供する地域 の 農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、並びに地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を、適切な感染防止対策を講じた上で再開し、食育活動を行う。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

また、既存の共食の場の再開支援については、再開のために（エ）共食の場の提供費の支援を受けた者は、翌年度以降上記（エ）の申請をすることができない。

更に、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（但し、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び　消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）ニーズ調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）農林漁業者等とのマッチングの調査・調整費

調査員手当・旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（ウ）マッチング交流会開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、貸し切りバス借料（日帰りに要するものに限る）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50万円。調理体験の教材、展示、試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

（エ）共食の場の提供費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額100万円。調理体験の教材、展示、試食用及び食育の教材用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

ケ　環境に配慮した農林水産物･食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を行うものとして、職員旅費（但し、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）環境に配慮する農林水産物・食品に係る検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50 万円。調理体験の教材、展示及び試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

コ　食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

また、都道府県においては、上記の支援に当たっては、その監督・指導を 行うこととして、職員旅費（但し、「ア」～「コ」の中で上限20万円）、通信運搬費及び消耗品費の経費を計上することができる。

（交付対象経費）

（ア）意識調査費

調査票・資料印刷費、賃金（集計）、役務費、通信運搬費及び消耗品費

（イ）食品ロス削減検討会・セミナー開催費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、食材費（上限額 50万円。調理体験の教材、展示及び試食用）、普及宣伝費、役務費、保険料、通信運搬費及び消耗品費

３．地域での食育の推進に係る手続

ア　事業実施計画の提出

地域での食育の推進に係る交付申請を行う事業実施主体は、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和４年３月31日付け３消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第６第３項に基づき毎年度事業を実施する目標ごとに目標値を設定するとともに、要綱別記様式第１号に準じて事業実施計画書を作成の上、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、要綱第６第２項に基づき事業実施主体から提出された事業 実施計画書の内容を含めた事業実施計画書を作成し、都道府県全体で一つの目標値を設定することとする。

イ　申請手続及び交付決定の通知

交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、要綱第７第１項に基づき要綱別記様式第２号による交付申請書を地方農政局長に提出しなければならない。

地方農政局長は、交付申請書の提出があったときは、要綱第10第１項に基づき審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知することとする。

ウ　計画変更の承認

交付金の交付を受けた都道府県知事は、要綱第12第1項に基づき、目標値の達成に資する場合には、事業実施メニューの内容を変更することができることとする。

この場合において、要綱第12第２項及び第６項の各号に該当するときは、あらかじめ要綱別記様式第３号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

エ　事業の委託

事業実施主体は、要綱別記様式第１号に記載した委託先に本事業の一部を委　託して行わせることができる。

なお、委託を行わせる範囲は、事業区分ごとの事業費の２分の１を超えてはならないこととする。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

４．成果の取りまとめ

 　事業実施主体は、要綱第28第１項の規定に基づき事業を実施した年度の翌年度の６月末までに、目標ごとの事業の成果について、要綱別記様式第13号に従って成果報告書をとりまとめ、要綱第28第２項に基づき都道府県知事に提出することとする。

都道府県知事は、要綱第28条第３に基づき事業実施主体から提出された成果報告書を基に、事業実施主体ごとの事後評価を実施し、必要に応じ事業実施主体を指導することとする報告をする。但し、監督・指導等の事業実施計画を提出する都道府県については、除外する。

５．事業実施主体の責務等

ア　自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うこととする。

（ア）利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が次のaからcまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

a 事業実施主体自身

b 100％同一の資本に属するグループ企業

c 事業実施主体の関係会社

（イ）利益等排除の方法

a 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とする。

b 100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行う。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価並びに当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明することとし、その根拠となる資料を提出することとする。

イ　特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守ることとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体について同様に次の条件を守ることとする。

（ア）本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく地方農政局等に報告すること。

（イ）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

（ウ）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利の活用を申し出た第三者に許諾すること。

（エ）本事業期間中及び本事業終了後５年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に地方農政局等と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。